

キャンプ・ディレクターの制度化を受けた「協会専用の補償制度」です。
 キャンプ・インストラクターの制度化を受けた「協会専用の補償制度」です。
 一般加入より割安の保険料でご加入いただけます。是非ご活用下さい。



(社)日本キャンプ協会

NCAJ

National Camping Association of Japan

キャンプ保険 (国内旅行傷害保険)

引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)

キャンプの必需品!!

キャンプ指導者のみなさまが、安心してキャンプ・野外活動を企画・指導できるよう、参加者全員とキャンプ指導者のキャンプ中の事故をワイドに補償します。

(社)日本キャンプ協会 専用の制度!!

一般加入の通常の場合と比べて、割安の保険料でご加入いただけます。

団体契約だから手続きは簡単!!

添付の「(郵便局)払込取扱票」に必要事項を記入して、郵便局に保険料を払込むだけで全ての手続きは終了です。(保険料は、キャンプ参加実費と同時に参加者から徴収してください。)

その他の特徴

- (1)不幸にもキャンプ・野外活動中のケガが原因で学童や生徒のような若年層が後遺障害を負った場合、一生涯の経済負担は莫大となります。そこでキャンプ保険では、後遺障害倍額補償をセットし、主要参加層である学童・生徒に厚い補償を提供します。
- (2)キャンプ管理下のみやキャンプ施設(敷地)内のみを補償するような保険とは異なり、参加者・指導者が自宅を出た時から、帰宅するまでの一連の行程すべてをワイドに補償します。
(往路・復路においてキャンプ目的以外のいわゆる「寄り道」がある場合は、往路であればそれ以前、復路であればそれ以降の行程は対象外となります)

万が一のケガにも 保険会社と連携してスムーズな処理!!

キャンプ保険に加入した参加者・指導者が、キャンプ・野外活動中にケガをして保険金の請求が必要となった場合には、(社)日本キャンプ協会キャンプ保険事務局と、引受保険会社(東京海上日動)が連携して加入者(キャンプ参加者)と直接手続きを進めますから、指導者のみなさまの手間はかかりません。
(ただし、指導者というお立場上、参加者や保護者のために、キャンプ保険事務局への事故報告だけは指導者が進んで行われることをお勧めします)



重要

詳しい補償内容は裏面をご参照頂き、キャンプ企画・指導の際には、全員に加入を勧めて下さい。

加入手続きのご案内



注意

- ①キャンプ開始の1週間前には払込みを完了させて下さい。これに間に合わないと、保険加入が出来ない場合があります。
- ②キャンプ指導者ご自身の保険料もお忘れなく。(3泊4日以内であれば、(参加者数+指導者数)×443円となります)
- ③複数のキャンプ指導者がいる場合には、代表して1名がとりまとめて下さい。



●手続きに関するお問い合わせや事故が起きた際のご相談は、下記までご連絡下さい。

(社)日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-5 ホンダビル2F (K.K.クイックプラン内)

Tel.03-3200-4919 Fax.03-3205-4950

●なお夜間などの緊急事故対応については以下のフリーダイヤルをご利用下さい。

東京海上日動安心110番
☎0120-119-110

受付時間：平日午後5時～翌朝午前9時15分
 土曜・日曜・祝日 24時間

キャンプ保険 加入手続書類

この書類はキャンプ・野外活動の企画・指導の都度、必要となる書類です。**大切に保管して下さい。**

ステップ 1

加入方法の確認

裏面の「注意事項とよくあるご質問」を
まず**ご一読**下さい。

ステップ 2

「払込取扱票(兼 加入依頼書)」の記入

下記記入例を参考に漏れなく**ご記入**下さい。

※1枚で指導者を除き24名まで記入(加入)出来ます。25名以上が参加する場合には、2枚に分けてご記入下さい。

| ひとり当たり保険料 | | |
|-----------|--------|--------|
| 1泊2日まで | 3泊4日まで | 6泊7日まで |
| 367円 | 443円 | 519円 |

※8日以上の場合は個別にご照会下さい。

① 指導者(複数の場合はその代表者)ご自身の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入
(2枚以上起票する場合には、2枚目以降も同一の指導者名等を記入)

② 参加者(指導者が複数の場合には代表者以外の指導者を含む)の氏名(フルネーム)・性別・年令を記入
(順序は問いませんが、1、2、3……の欄内数字順に埋めて下さい)

③ 企画するキャンプ・野外活動名を記入
(略称・通称で可)

④ 期間(出発日と帰宅日)を記入
(日帰りの場合は同一日付を記入)

払込取扱票 (兼 加入依頼書)

郵便番号: 00160-4, 口座番号: 118068, 金額: 10189

申込先: 社団法人日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局

申込先住所: 〒151-0052 渋谷区代々木神園町3-1 キャンプ太郎

加入者住所氏名: 〒99-5-1 99-5-1

⑤ 払い込む保険料を記入
(②の参加者数+1名(①の指導者)分の保険料を記入します。
記入例では、参加者が22名ですので、
(22名+1名)×443円=10,189円となります。
(3泊4日の場合)

ご注意
参加者が25名以上となるため、
2枚以上起票する場合
1枚目の用紙→上記(記入例)の通り指導者分を含めた保険料を記入して下さい。
2枚目以降の用紙→「調」にマル印を付して、記入した参加者数分の保険料のみを記入して下さい。
(①の指導者分の保険料は既に1枚目の用紙に含まれているため)

- 【注意】 ●記入を誤った場合は、訂正印(三文判で可)を押印願います。
●ご家族で参加される場合でも、各人毎に記入(加入)が必要です。また3才以上の幼児から加入できます。
●用紙が不足した場合は、キャンプ保険事務局(TEL 03-3200-4919 FAX 03-3205-4950)までご連絡下さい。

ステップ 3

郵便局へ払込み

保険料を添えて**郵便局へ**

払込取扱票

郵便番号: 00160-4, 口座番号: 118068, 金額: 10189

申込先: 社団法人日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局

申込先住所氏名: 〒151-0052 渋谷区代々木神園町3-1 キャンプ太郎

加入者住所氏名: 〒99-5-1 99-5-1

期間: 年 月 日 - 年 月 日

振替払込請求書兼受領証

郵便番号: 00160-4, 口座番号: 118068

申込先: 社団法人日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局

加入者住所氏名: 〒99-5-1 99-5-1

金額: 10189

日附印: 年 月 日

- 切り離す前に
もう一度ご確認ください
- ご加入時の確認事項
私は、被保険者全員が、事故発生の際に保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意し、重要事項説明書および個人情報の取扱いに関するご案内に記載の内容を了解していることを確認の上、同意いたします。
 - 参加者が24名以下の場
または、2枚以上の払込取扱票を使用する場合(=参加者が25名以上の場合)で、その1枚目
⇒金額は (参加者数+1)×ひとり当り保険料 となっていますか?
 - 2枚以上の払込取扱票を使用する場合(=参加者が25名以上の場合)で、その2枚目以降
⇒金額は 参加者数×ひとり当り保険料 となっていますか?

各票の赤印欄は、払込人様においてご記入ください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (私製承認第35065号)
これより下部には何も記入しないでください。

加入に際しての注意事項

※加入手続の際、ご注意願いたい事項は下記の3点です。

① 郵便局への払込みは、キャンプ開始の遅くとも1週間前までには終了して下さい。

郵便局への入金をキャンプ保険事務局が確認できるまでに、3日程度を要します。また入金額の不一致や一部不明点などが生じた際、キャンプ保険事務局からお問い合わせする場合があります。キャンプ開始までにすべての確認を完了出来ない、円滑な保険金の支払に支障を来したり、最悪の場合保険加入自体が無効となってしまうことがありますので、呉々も早めのお手続をお願いします。

② キャンプ指導者ご自身の保険料もお忘れなく。

キャンプ指導者については、払込人欄への氏名記入により、自動的に加入となります。従いまして、郵便局へ払い込む保険料には、参加者から集めた保険料に、キャンプ指導者分の保険料を加えて下さい。(例：3泊4日以内のキャンプであれば、(参加者数+1)×443円が払込み額となります)

③ 複数のキャンプ指導者が主催する場合には、指導者のうち1名が代表して払込人欄へご記入下さい。

それ以外の指導者は、参加者欄(連番1から24まで)にご記入頂きます。

よくあるご質問

Q1. もしも事故が起きた場合にはどうすればいいの？

A. キャンプ保険事務局へご一報下さい。専用の事故報告書を、指導者またはケガをされた参加者へお送りします。これに必要な事項をご記入頂き、引受保険会社の送付先へ郵送すれば、この後の処理は保険会社が行います。

Q2. キャンプ指導者が事故の手続きで煩わされることはないの？

A. 大丈夫です。通常、キャンプ中の事故であれば指導者が承知されている筈ですから、Q1.の通り事故のご一報だけはお願ひしますが(参加者やその保護者との関係上、その方が良いと思われれます)、それ以降の手続き(保険金請求書類や医師診断書の取付、保険金支払先の確認など)は、全てキャンプ保険事務局と引受保険会社が加入者(参加者)と直接行いますので、指導者に無用のお手間は一切取らせません。

Q3. 荒天でキャンプ活動が中止になった。保険料は戻ると？

A. 戻ります。中止を決定した当日中(遅くともキャンプ開始当日まで)に、キャンプ保険事務局までご連絡下さい。もしも祝祭日などキャンプ保険事務局と連絡が取れない場合には、FAXで指導者名と住所・連絡先をお知らせ下さい。速やかに保険料をご返却します。なお、キャンプ開始当日までに中止のご連絡を頂けない場合、保険は有効と見なされ、保険料はお返しできなくなりますのでご注意ください。

Q4. キャンプ保険に加入後、急に欠席となる参加者が出た。どうしたらいい？

A. たいへん申し訳ありませんが、一部の不参加者だけの保険料の返却はご容赦願ひます。指導者からの払込手数料などを、キャンプ協会が全て負担して低廉な制度をご提供している関係で、数名分のみの僅少な返金処理コストは制度運営上困難である点、ご了承頂きたいと思ひます。

Q5. それならば、加入後に一部の参加者が入れ替わる場合や、追加となる場合はどうなるの？

A. 保険料の返却(キャンプ自体が中止となるQ3.を除く)が生じない変更は、キャンプ当日までお受けできます。Q3.と同様にキャンプ保険事務局までご一報下さい。その際は、必ず変更・追加があった参加者氏名を同時にご連絡願ひます。万が一キャンプ当日までにこれをご連絡頂けませんと、加入当初の参加者名簿を基に保険が発効し、変更・追加はお受けできませんのでご注意ください。また、保険料が追加となる場合は、払込手数料は指導者(または参加者本人)の負担となりますので御了承下さい。

Q6. 「払込取扱票」が不足した場合は？

A. キャンプ保険事務局へお申し出下さい。必要数分を郵送します。またお急ぎの場合は、郵便局備付けの青い「払込取扱票」をご利用頂き、以下の内容で払込み願ひます。

- ・口座番号：00160-4-118068
- ・加入者名：社団法人日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局
- ・通信欄への記入内容は、このチラシの記入例をご参照下さい。

なお、払込手数料は控除して払込んで頂いて構いません。

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、口座番号及び金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付ATMでもご利用いただけます。

・この払込書をゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証等を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

3万円以上

貼付

印

この場所には、何も記載しないでください。